

「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織間の移転用)」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>1. IPv4 アドレス移転申請の要件</p> <p>(中略)</p> <p>d. 対象 IPv4 アドレス空間の要件</p> <p>・JPNIC 管理下であり、a. に該当する組織に割り振り、または割り当てが行われた/24 以上のサイズの IPv4 アドレス空間であること。</p> <p>*1 IP アドレス管理に関する契約</p>	<p>1. IPv4 アドレス移転申請の要件</p> <p>(中略)</p> <p>d. 対象 IPv4 アドレス空間の要件</p> <p>・JPNIC 管理下であり、a. に該当する組織に割り振り、または割り当てが行われた/24 以上のサイズの IPv4 アドレス空間であること。</p> <p><u>・対象 IPv4 アドレス空間が「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫」に相当する 103/8 の範囲に含まれる場合、移転元組織に割り振りまたは割り当てが行われてから少なくとも 5 年を経過していること。</u></p> <p>*1 IP アドレス管理に関する契約</p>